

平成18年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成18年9月1日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第5 議案第49号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第50号 土地の取得の変更について
- 日程第7 議案第51号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第55号 平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第61号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第62号 平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第63号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第64号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第65号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第67号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第68号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第69号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

追加日程第1 議席の変更を求める動議

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正	代表監査委員	大石英博

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより平成18年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号13番 山本訓男君と14番 広瀬捨男君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間に決定しました。

会議規則第9条第1項に、「市の休日は、休会とする」とありますが、しかし今回は、議会運営委員会が住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として、9月16日の土曜日、17日の日曜日に会派代表質問及び一般質問を実施すると全会一致で決定されました。

会議規則第9条第3項には、「議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる」とあります。そこで、今回の議会運営委員会の決定を受け、お手元に配付の会期日程表のとおり、9月16日と17日の両日は会議を開くことにします。

日程第3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成18年5月分から平成18年7月分まで実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤

りはないとの報告でした。

関連しまして2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9条の規定により監査委員から受けております。監査は6月20日に総務課、7月21日に市民保険課、8月23日に都市開発課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。

7月7日に第256回岐阜県市議会議長会が美濃市で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席をいたしました。会議では、平成18年2月3日から7月6日までの会務報告の後、決算の認定を求める議案など5議案が審議され、いずれも可決されました。

4件目は、議員派遣結果の報告です。

8月3日に第1回全国市議会議長会研究フォーラムが東京の日比谷公会堂で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席をいたしました。概要は、全国市議会の旬報の8月25日号に記載され、既に皆さんに配付されておりますので御承知のことと思いますが、市民の負託と信頼に的確にこたえるべき議会のさらなる機能向上策を研究するために開催されたものであります。フォーラムでは、前三重県知事の北川正恭早稲田大学大学院教授が「分権時代と二元代表制」をテーマに基調講演。中央集権型社会から地方分権型社会へと移行した後、地方議会や議員のあるべき姿について、二元代表制の観点から述べられました。また、講演後、「地方議会と市民参加」をテーマにいたしましてパネルディスカッションが行われ、地方議会による政策形成の現状について等討議が行われました。

以上、報告した4件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

なお、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。

交通事故につきまして行いました専決処分でございます。

財団法人瑞穂市施設管理公社に貸与しております公用車が、瑞穂市役所敷地内において接触事故を起こしました。この事故による賠償額を定めることについて、専決処分を行いましたので、議会に報告いたします。

議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、20番 山田隆義でございますが、緊急

動議の受理をお願いしたいと思います。

その内容でございますが、議席の変更についての動議の受理をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ただいま議席番号20番 山田隆義君から議席の変更を求める動議が提出されました。

動議の成立には、会議規則第15条の規定により1人以上の賛成者が必要です。

〔「賛成」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 賛成者がありましたので、この動議は成立をしました。

議席の変更を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議席の変更を求める動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、議席の変更を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決をされました。

追加日程第1 議席の変更を求める動議

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議席の変更を求める動議を議題にします。

本動議について、趣旨説明を求めます。

20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 心からお礼申し上げます。私の緊急動議の受理につきまして、格段の御理解をいただきまして、賛成多数で受理をしていただきましたことを厚くお礼申し上げます。前もってごあいさついたします。

それでは、動議の趣旨説明をただいまから行います。

議席の変更を求める動議でございます。

現在の議席は、瑞穂市議会議員としての期数、旧町の議会議員の期数及び年齢を基準に決定されております。つまり、当選回数の少ない新人議員で年齢の若い議員ほど議席番号が小さく、当選回数が多い年長の議員ほど議席番号が大きいのということになっております。

この議席の決め方は、全員の議員が了承し、現在の議員が当選した市議会議員選挙の直後の本会議、平成16年5月の臨時議会で当時の土屋議長のもと、現在の議席が定められました。しかし、それから2年以上が経過し、瑞穂市議会の運営方法も随分と変化してきました。平成16年12月8日の議員全員協議会で会派設立の申し合わせがされ、現在は、議員20人のうち、18人が五つの会派に所属するまでになっております。そこで、瑞穂市議会の議場も国会と同様、会

派ごとに議員が着席できるよう、議席の変更を求める動議を提出するものであります。

会派とは、議会内に結成された議員の同志的集合体です。瑞穂市議会が、議員個人の活動から会派を中心とした活動へ移行する中、議席を変更することによって、会派内での政策論議がさらに活性化されることが期待されます。また、会派内での議論の結果が傍聴者の皆様に一目でぱっと見てわかりやすいレイアウトの方が、瑞穂市議会にとってよりよい環境であると思うわけでありませぬ。

そこで、現在の議席から必要最小限度の変更を行い、会派ごとに議員が着席できるよう、議席の変更を求めるものであります。

具体的には、7番 浅野楔雄議員の議席番号を4番に、10番 小川勝範議員の議席番号を5番に、12番 藤橋礼治議員の議席番号を6番に、5番 熊谷祐子議員の議席番号を7番に、20番、私、山田隆義の議席番号を9番に、4番 広瀬時男議員の議席番号を10番に、6番 松野藤四郎議員の議席番号を12番に、9番 桜木ゆう子議員の議席番号を14番に、14番 広瀬捨男議員の議席番号を20番に、それぞれ変更していただきたいと思ひます。

議員の皆様のお賛同と議長のご格段のお取り計らいをお願いいたしたく、趣旨説明を終わらせていただく次第であります。寛大な御理解のもとに、全員の御参加を得て前へ進められることをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時24分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。この動議は会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この動議は委員会付託を省略することに決定しました。

本動議に対する質疑を許可します。

質疑はありませぬか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議席番号5番 熊谷祐子です。質疑を行います。

議席番号を変更する動議が提案されました。議席を変える理由として幾つか取り上げられておりますが、幾つかの点について質疑いたします。

まず1点目ですが、傍聴席から見て会派がぱっとわかるレイアウトにするというのがあります。

した。私は議員になる前に、何年も何回も傍聴席に座っておりました。その経験から非常に疑問だと思うのですが、傍聴席から見て会派がぱっとわかるのでしょうか。傍聴者に会派の議席の表を配るつもりなののでしょうか。まず1点目の質疑です。

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 提案理由に対しまして、熊谷議員からお尋ねがございましたので御答弁を申し上げたいと思います。

提案理由の中で議席の変更について、会派ごとに議席を変更したらどうやと、その理由は傍聴席から見て会派ごとに席次を決めておれば、非常に会派の活動等がよくわかるという趣旨の中で申し上げた。そういうことで、出かけても傍聴席からよくわかるかどうか、よくわかるとすれば配席順を傍聴者に渡すのかどうかというお尋ねだったと思うんですけども、私は少なくとも会派ごとに、今のところ会派ができておってもばらばらですね。会派ごとにできておれば、初めの傍聴はわかりにくいかもわからんけれども、何回か来ておられれば、後ろの傍聴席ですからわかると思うんです。しかし、一日も早く傍聴者にわかりやすくするために、配席順を傍聴者に渡すのかというお尋ねだと思うんですけども、当然、その趣旨が一日でも早く傍聴者にわかっていただく趣旨ということでございますので、いわゆる変更なされた場合は、議会事務局から議席の配列について配付を要請するつもりです。決められた場合は満場一致でお決めいただけるように、私いい案を出しているわけですから、どんどん私に対して質問は承りますが、最後にわかったということで全員の方が御賛同いただけるようお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 熊谷祐子君。議席でお願いします。

5番（熊谷祐子君） 席順ですね、いわゆる。私、大変小学校を思い出します。小学校では、きょうは新学期ではないそうですが、各市内の小学校は9月4日だそうです、新学期ごとにたしか席を変えましたね、小学校というのは。あの小学校の席を変えるときに非常にドキドキしたのですが、小学校並みであると。非常に新鮮に思います。

それで、今の御答弁では会派の議席を配付するということですが、傍聴者は毎回同じ人が来るとは限りません。それは毎回配るのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 熊谷祐子議員の質問に対して御答弁申し上げます。

議席の配付ということについて質問がありまして、傍聴者が毎回同じ人が傍聴されれば1回配ればいいんだけども、そういうことばかりではないだろうと。だから、不特定な傍聴者に対して、議席の番号を毎回配るかどうかというお尋ねでございますが、議会の活性化と、傍聴者により一層の議員活動の使命感を少しでもわかっていただくために、私はいいいことであれば、

毎回配れば良いと思うんです。いいことであれば配るように事務局にお願いするつもりでございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） であれば、今まででも議席の表を傍聴者に配るべきであったと思います。私は傍聴していたときに、どこの議席の人が何議員か全くわかりませんでした。急にそういうことをやるわけですね、会派ごとに。

それからいま1点、議席表を配って会派ごとにわかるようにすると言いますが、傍聴席に座ったことがある議員がこの中に何人おいでなのでしょうか。傍聴席の一番前のところに座ると、後ろの議員は全く見えません。乗り出さない限り見えません。この点はどう思われますか。

議長（藤橋礼治君） はい、山田隆義君。

20番（山田隆義君） 御答弁申し上げます。

今の熊谷議員の御質問、今まで傍聴者に対して配列表を渡していないじゃないかと、その質問に対しては、私の質問の範疇ではございませんので御答弁できません。今までの経緯の皆さん方が御承知のとおりだと。私はそれ以上、動議の中に入っておりませんので御答弁できません。

そして、もう一つ、この議員の中で今まで傍聴席に座られて傍聴された方が何人いるかということですが、これについても議員の懸命な御活躍の方でございますので、過去には傍聴をされておられる方が議員になっておられると思いますが、どなたが傍聴されたかどうかということについては、御答弁できません。かつまた、先ほど議席の中で議員の方がぱっと手を挙げてみえましたけれども、私に対する質疑でございますので、議員の答弁はできないということをお許しいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 私は、傍聴者であった経験に基づいて疑問を呈しました。この疑問にお答えできないということです。ということはどういうことでしょうか。つまり、傍聴者にとって会派ごとに座った方がいいからというのが大きな理由に上げられておりますが、傍聴者にとって会派ごとに議員が座ったからといって、非常に大きなメリットがあるわけではないということです。それをここできちんと確認しておきたいと思っております。

そもそも議席というのは、瑞穂市議会会議規則によれば、任期の初めに決めることが原則とあります。ただし、規則というのはいつも例外がありまして、例外を読みますと、議席に関しては、瑞穂市議会会議規則第3条第3項でこのように定まっています。議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができるとなっております。提案者が議長にはなっていませんが、つまりこの議場でこの動議の提案が認められているとい

うことは、議長が必要であると認めたことが前提になっています。根拠は、傍聴者にわかりやすいということと、いま一つ会派制になったのであるから、会派ごとの議席の方がよいと理由が出ておりますが、なぜ議員にとって、会派制になったならば、2列しかないわけですね、前列と後列と。2列しかなくて、なぜ会派ごとに議席をまとめた方がいいのかお答えください。

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 簡単にお答えします。

1点は、今まで議席の配列を傍聴者にしてないと。これについて何のメリットもあるとかないかという答弁をしないということですから、今回、同じように会派ごとの席を変えることについても何のメリットがあるんやという、個人的な熊谷議員の御質問だと思うんですけども、私は趣旨説明の中で、私の個人の議員活動の中で、そういうふうに思いますので提案をさせていただいたと。それは、熊谷議員と私議員個人の会派ごとの配列変更についての見解の相違である。それは、熊谷議員が言われることも御自由ですし、私が提案理由の中で説明申し上げていることも御理解いただきたいと。

それから、私が提案させていただいたことについて、この会議規則等の中で議席の変更のところで、第3条第2項のところで、1項、2項のところで議長の職権の範疇と、初め議席を指示したと。3項のところで必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる、ということでありますから、議長がそういうことを提案することについて承知しとるとすれば、あなたが指示したのかというような解釈なようなことを言われましたが、私は議長からの御指示もいただいておりませんし、だれからの指示をもらって提案理由をする気はございません。私個人、山田隆義議員がしっかり瑞穂市議会の景色をよく見て、それで会派ごとにできた推移を見て、私は適当と認め、一議員として提案をさせていただいたわけでございますので、その提案した私に対しての御質問は謙虚に受けとめ、答弁はしっかりやらせていただくつもりでございますので、議長に対しての答弁は求めないでください。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 一生懸命、今、お聞きしておりましたが、山田議員のお言葉ですが、私は会派制になったから会派ごとに座るのが適当と認めた、熊谷議員とは見解の違いであると言われますが、山田議員がどのような見解、つまり会派ごとの席がいいかという見解は言われなかったと思いますので、私にはよくわかりませんでした。

質疑の最後に述べたいと思いますが、今岐阜県の県議会は裏金問題で全国的に揺れております。瑞穂市議会におきましても、この夏、7月、8月の全協をこの議席変更の問題に費やしました。しかも、裏でささやかれている議席変更の理由は、表には出てまいりません。私たちは、

議員報酬という非常に平均的には5万人規模の議会で10万円安い報酬ですが、それにしても公費で本日この場に出る資格を与えられ、報酬も与えられております。議員として、任期半ばで例外として議席を変えるということに7月、8月を議員として費やし、またこの9月議会の冒頭にこのようなことにこういう時間を使うのは、議会は良識の府であると言われる。私たちは選良と呼ばれているそうです。この議員必携に書いてあります。こういうことがこのようなことを議題として上げ、賛成多数で議席を変えていくことが選良である、公費で報酬をいただく議員のやることとして非常にふさわしい、改革に値することだと提案者は思われるか、最後にお答えください。

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 議席の変更について、趣旨説明はきちっと明記をして説明しておりますので、熊谷議員、もう一度しっかりと精読されて御判断をいただきたいということを前もってお願いしておきます。

その後、このことだけで水面下で2ヵ月ぐらいぐちゃぐちゃ話し合っているじゃないかということは、議員報酬をいただいている使命感からして本来の姿ではないのではないかという御意見も出されましたが、いや、これは私は時代の推移とともに、町議会のときとは違い、また市議会、人口もふえました。そういう観点から、議員諸公は今まで旧態依然の議員活動ではだめだということも、十分、熊谷議員も含めて御認識をされておると思うんです。そうであるならば、やはり少しでも税財源をもとに、瑞穂行政がある以上、その声に少しでも近づけておこう、近づけるためには、象徴たる議会に際しまして一人でも多く傍聴に参加をしていただく。自分たちのお金の使い方、議場の審議の仕方を少しでも理解をしていただき、そして、瑞穂市政に参加をしていただく、その参加の象徴が選挙なんですね。瑞穂市の選挙は、市長選挙でも議員選挙でもそうですが、非常に低いわけです。だから、高くするためにはどうしたらいいかと、少しでも瑞穂市民に理解をしていただくという、そうした根がそこにあるわけです。だから、そういうことを議論を高めた結果、一つの方法として、一般質問の土・日、かつまた会派ができましたので、会派ごとの議員活動を鮮明に市民にわかるためにも、少なくとも傍聴者にわかるためにも、議席の配列を同じような思想を持っておられる方々同士がそばに配列した方がいいという案でございます。また、それは不特定多数の人が毎回来られるわけないんで、傍聴者は毎回変更して来られるから、そういう人たちへのわかるようにしておいてあげたらどうかという御質問に対しても、どなたにもわかっていただけるように、これがお決めいただいた場合は事務局長をお願いをして、傍聴があるたびに全員の方に配席順の配付をお願いし、期待にこたえてまいりたいと思います。

いろいろ御意見は次から次と出ることはいいわけですが、出た限りは、僕は正面から答弁しておるわけでございますので、御理解の上、賛成の起立を求めるものであります。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 言い忘れたので、もう1点つけ加えさせていただきますが、傍聴者をふやすために、議会を市民に開かれたものとするために、土・日議会と9月議会はいたしました。一般質問の日を土・日としたしました。しかし、これは試行的にやってみるものです。今回1回だけです。今回は傍聴者が土・日議会でふえるだろうから、その傍聴者にわかりやすいために、議席を会派ごとにすると言いましたが、これは原則として、今の段階では9月議会1回だけです。試行的でということをお話し合っております。ふだんの傍聴は少ないときで1人、2人、3人。多いときでも10人とどまっております。となれば、本当に傍聴者をふやし、傍聴者にわかりやすいために会派ごとに議席を移すものではなくて、これを議席を変えるチャンスとしたということだと思われまふ。答弁は結構でございますが、この点からも、傍聴者にわかりやすいために会派ごとに議席を組むというのは、しっかりした論拠にはなっていないということをおし添えます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 熊谷議員は答弁を求めないと言われたんですけど、あえて私は答弁したいと思ひます。

と申し上げますのは、9月議会は一般質問が土・日やと、それは試行的やと、暫定的やということをおわれまふけれども、そういう意見もありませんけれども、私は、議会運営委員長の重責も承っておりますので、私は試行的とか暫定的とか決して思っておりません。恒久的に僕は、土・日を一般議会として続けたいと思ひますし、それから会派ごとの活動もより一層活発にやっけていただひて、市民の信託にこたえていただひたいという願ひから私は申し上げておるんでありまして、決して暫定的とか試行的とか、そう思っておられる方もやあるかもわかりませんが、私が、きょう一議員として提案をさせていただきます。議会運営委員会の委員長としての重責も耐え得る中で、そういうことも網羅しながら、決意のもとに、私は全員の方の御賛同を得て、いい提案理由の中身であるから何とか成就して市民の信託にこたえたいという趣旨で申し上げておるのであって、暫定的とか試行的とかいうことは、熊谷議員は思っておられるかもわかりませんが、そういうことを思っておられる方は、僕は理解不十分だと思ひます。なぜかといったら、365日、議員の諸公は日夜御努力をされておると思ひますし、私は瑞穂市民の信託にこたえるならば当然だと思ひます。少しでもいい意見があれば、議場の中、全員協議会の中で意見闊達な対応をしていただひき、その使命を果たしていただひきたいと。その使命の一環として議席の変更を申し上げておるということでございますから、全員の方に御理解をいただひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 今の発言の中で事実ではない点がありますので、現在傍聴していただいている方、また後日、この議事録をお読みになる方に誤解があるといけませんので発言を求めました。

私は、個人的に勝手にという感じで、9月議会は試行的に土・日議会をしたと思っていると、今、言われました。山田議員は、個人的に一議員として提案し、試行的とは思っていないと言われました。しかし、山田議員も私も議会運営委員会のメンバーです。山田議員は議運の委員長でいらっしゃいます。この議席の問題は、議会運営委員会できちんと話し合われております。そこでは、前々回において、まず試行的に1回やってみるというふうに話し合われ、全協の席で皆さんに報告され、了解も得ていることです。山田議員の発言は事実と違いますので、発言させていただきました。

議長（藤橋礼治君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 議会運営委員会の中身について、熊谷議員は一議員として言われましたが、全員協議会でも試行的にという意見も出ております。しかし、私、委員長としては、なることなら恒久的にいいことはどんどん進めたいと。一般質問においても土・日参加が多くなることを願っておりますし、期待にこたえていただきたいと思います。そうすることが、市民参加がますますふえまして、市行政への関心が高まる。そうすれば、協力体制もやっていただけるということでございますから、それは願っております。委員長の職責がある以上、私はそういう方向でしっかり引っ張っていくつもりでございますので、全員協議会の中でいろいろそういう意見もあったということは私は否定しませんが、私の真意は暫定的とか試行的などと思っております。そういうことも含めて御理解いただきたいと思います。

〔「議長」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、会派改革の熊谷議員の方から質問させていただいたんですが、補強する形で、二、三御質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目は、会派ができたから会派ごとに議席を変える、こうおっしゃられる。では、会派ができたから、なぜ会派ごとに議席を変えるのか。それは山田議員の趣旨説明の中で、まず一つは、傍聴席から見て一目でぱっとわかるようなレイアウト、それから2点目には、議席を変えると会派内でも政策論議が活性化をするということが、趣旨説明の中で議席変更の論拠として言われたというふうに思います。まず、その傍聴席からぱっと見てわかるレイアウトの内容かどうか、山田議員の提案の内容は。といいますのは、この列の2列目のところがとりわけ具体的なんですけれども、そこで3番、4番、これは若園議員と浅野議員、これ翔の会、その後ろが11番が共産党の小寺議員、12番が民主党の松野議員、それから13、14が新政会グルー

プの山本、桜木両議員であります。あと、五十歩譲ってその他の議席を是というふうにした場合でも、傍聴席から見たときに、この共産、民主、新政会グループ、翔の会、四つがこの2列のところになるわけですね。それは、必ずしも傍聴席から見てぱっとわかるレイアウトなんでしょうか。それをまず一つお聞きをしておきます。

それから2点目は、議席を変えることと、政策論議が活性化することと、どういう直接的な因果関係があるんですか。私は甚だ疑問に思います。

さらに加えて言うなれば、配付いただいております会派の控室がどうなっているか。これを見てみますと、第1控室は改革の会派4名と、それから民主党、それから共産党の6名で第1控室を使うことになっている。そのことと、逆に議席の配置との関係については全く考慮する必要はないんでしょうか。その点もちょっとお聞きをしておきたいと思います。

そして、そういう諸点あるわけですけれども、この議席の変更という問題は、基本的にはやはり全会一致で確認をして、とりわけ先ほど熊谷議員が質問いたしましたけれども、任期の途中で変えるわけですから、本当に特段の事由が発生をしたというふうなことが客観的には必要でなからうかと思うんです。そのためには、その根拠として先ほど質問させていただきましたけれども、極めて、緊急動議まで出して決定をするような内容なのかどうなのか、私は甚だ疑問に思うわけでありまして。これは、やはり議員お互いが全員協議会の中で腹を割って話し合っ、全体でこれでいいというふうの確認をしている、そういう手続が必要ではなからうかというふうに思います。そのことによって、それぞれの会派を含めて瑞穂市議会全体が切磋琢磨をして、本当に住民の立場に立った建設的な政策提言もできるような、そういう意味での競い合いをしていく、こういうことが一番重要なことじゃなからうかと思うんですね。そういう観点からすると、私は、今回の議席変更について緊急動議を出してまで提案をするような根拠が極めて希薄であるというふうに思いますが、山田議員の御見解を賜りたいと思います。以上です。
議長（藤橋礼治君） 20番 山田君。

20番（山田隆義君） 西岡議員から、この提案に対しまして4点についてお尋ねがあったかと思えます。1点は、傍聴席から見て配列を変えるレイアウトのお尋ねをされましたが、特別に何の大きな意味もないじゃないかということ。かつまた、私の提案の中で、会派ごとの配列にすれば政策論議が高まると。これも、会派ごとの配列にすることが政策論議にどう高められるんやというお尋ねですね。具体的に申し上げれば、会派ごとの配列、これはレイアウトの関係を一つ申し上げますけれども、案としての席順を私は出させてもらった。そうすると、会派ごとにきちんとなっておらへんと、確かにそういう御指摘もわかります。しかし、いろいろな議員さんの意見を聞いておきますと、御理解の薄い方も見える、西岡議員も含めて。そうしますと、理想のように議席の配列の変更を求めますと、非常にいい意見を出したとしても、ぎくしゃくする可能性も潜められるということもいろいろ配慮しながら、必要最小限度の案を出し

たということでございます。

政策の因果関係ですね、配列変更については政策論議が関係すると。これは、いろいろこの本会議場で議員としての使命感で発表されたり、意見を言われたり、いろいろと言われることについて、行き過ぎてまいかんし、ちょっとそこはこういうふうにやった方がいいんじゃないかという意見の交換も、その近くに席がありますと耳打ちもできるわけです。少しでも市民からわかりやすく、かつまた議員活動が活発になるように、私は、私個人の私案として提案させていただきました。その関係で、会議室の会派の利用のことを申されましたが、これも会派に入ってみえない方も一部ありますけれども、市民の浄財を使って会議室ができた。議員諸公の強い御意見で、行政側が予算を立て、会議室をつくっていただいた。しかし、西岡議員のように津々浦々まで議論を交わしてまいりますと、総体的ないい活動がブレーキがかかると。少数意見を抹殺する気はさらさらございませんが、意見は意見として承りますけれども、全体的な推進の中で、議員の使命感の向上にはなると判断をいたして、そういう会議室も設けていただいた以上、少しでも議員活動がしやすいように会議室の部屋の指定も案として出しておるわけです。

それから、こんなことは、こういう重要な議場で時間を割く内容ではないんじゃないかということをお4点目に言われましたが、私は議会の活性化の中で、いわゆる市民の行政への参加の高揚を図っていくためにもよかれと思って、私は一議員でございますが、今までの議員活動の中でいろいろ意見が出ております。そういうことを耳にして、総合的な判断をして提案をさせていただいていることも十分御理解して、私は西岡議員なり熊谷議員と延々と議論を交わすつもりはございませんが、提案者として質問があれば私は遠慮なしに、自信を持って提案をしているわけでございますから、しっかり答弁を私はさせていただいておりますので、時間のむだだとおっしゃるならば、この辺でひとつ御遠慮いただいて、全員の参加をもって、ひとつお認めいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） じゃあ、簡単に自席でお願いをいたします。

今、答弁いただきましたけれども、結論は私の質問に答えていないということでもあります。

いずれにいたしましても、会派の控室と議席の並べ方との関係については、新政会、翔の会はそれぞれ、いわば控室もそういうふうに整合性のあるものになっているだろうと、五十歩譲ってですよ。そうなってくると、民主、共産、それから改革との関連で、並べ方についてもどうなんだろうという点はございますけれども、いずれにいたしましても、緊急動議を出してまで決定する根拠として、先ほどの答弁はなっていない。一目でぱっと見て傍聴者がわかるレイアウトになっていない、議席を変えることと政策論議の活性化との関係、全く答弁になってお

りません。ですから、何回議論をしても発展性がないので、一応、改革としては、問題点の指摘を2名がしながら、この問題については質問を終わりたいと思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

会議規則第3条第3項に、議長は必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができるかと規定されております。

そこで、討論を用いないで直ちに採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、この動議は可決をされました。

議席の変更を求める動議が可決されましたので、会議規則第3条第3項の規定により、この動議のとおり議席の変更を行います。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は18人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第48号から日程第25 議案第69号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第25、議案第69号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成18年第3回瑞穂市議会定例会を招集いたしましたところ、御出席をいただきありがとうございます。

6月に、夕張メロンで知られる北海道夕張市が自主再建を断念し、国の管理下で再建を進める財政再建団体の指定申請を表明し、自治体の厳しい財政事情が明るみに出されました。

総務省は地方債の発行を許可制から協議制に2006年度から移行したことに伴い、財政の健全度をはかる指標として、実質公債費比率の採用を決定しました。この指標は、一般会計、特別会計、企業会計の公債費をまとめた指標で、18%未満は自由発行を認め、18%以上25%未満は許可を必要とし、25%以上は単独事業の起債を制限することとしました。

今回発表された速報値では、瑞穂市は4.9%と岐阜県で最も低い数値を示していますが、平成18年度以降、給食センターの統合、常備消防の整備、都市再生整備事業などを合併特例債を

利用して進めておりますので、起債残高は平成19年度に 178億円と最高となり、元利償還額は平成23年度には16億円を必要とし、平成17年度の約2倍になると試算されます。この予測数値のみからは瑞穂市の財政の健全性は維持できるものと見られますが、税収の変動、三位一体改革の影響、福祉関係費の増高等の将来見込みを考えると、決して安全域にあるとは言えません。

1992年に財政再建団体になり約10年で再建を果たしました福岡県赤池町のその間の取り組みを見ますと、保育料、水道料金等諸料金の引き上げ、補助金、交付金等の抑制など、市民に多大な痛みを及ぼしたものでした。「入るをはかって出るを制する」と財政の健全性を保持することが行政の基本であると思います。

さて、今議会に提出し、御審議をお願いする案件は、組合規約の改正に関するもの1件、指定管理者の指定に関するもの1件、土地取得に関するもの1件、条例の改正に関するもの4件、決算の認定に関するもの8件、予算の補正に関するもの7件の22件であります。

以下、各議案について概要を説明させていただきます。

議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約については、墨俣町が大垣市に合併したことに伴い加入団体の名称が変更されたため、組合規約の改正を行うものであります。

議案第49号指定管理者の指定については、瑞穂市うすずみ研修センターの管理業務を財団法人NEO桜交流ランドに委託いたしたく、同財団を指定管理者として指定するものであります。

議案第50号土地の取得の変更については、平成17年10月21日、議案第52号にて可決され、瑞穂市給食センター建設用地として瑞穂市土地開発公社に取得を委託した土地について、取得に要した費用及び当該利子支払いの額が確定したことに伴い、委託金額を減額する変更契約を締結するものであります。

議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、瑞穂市父子家庭児童の医療費助成に関する条例を廃止し、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例に父子家庭児童の医療費の助成を組み込むこと、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者を医療費助成対象者として加えること、乳幼児の医療費助成において入院に係る医療費助成を義務教育終了までとすること及び入院時食事療養費標準負担額助成の廃止等の改正を行うものであります。

議案第52号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、70歳以上の被保険者で一定額以上の所得者の自己負担金割合及び出産育児一時金の金額を改定するものであります。

議案第53号瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例については、大月土地改良事業が完了したことに伴い、同地域内の施設の位置表記の変更を行うものであります。

議案第54号瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、消防組

織法の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例の関係する部分の改正を行うものであります。

議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度の瑞穂市一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 127億 8,526万 7,000円、歳出総額 120億 9,240万 6,000円、差引残額 6億 9,286万 1,000円となりました。歳入の主なものは、市税が59億 7,200万円、地方交付税が13億 1,000万円、繰越金が12億 1,900万円、市債が10億 1,300万円などでありませう。市税では、固定資産税が税収入の53.8%、個人市民税が32.1%、法人市民税が 8.5%を占め、固定資産税、個人市民税が伸びを示しております。市債は、臨時財政対策債 6億 1,500万円及び市道路整備、多目的広場整備、駅前対策事業に合併特例債など、後年度に財政措置される有利な起債の利用を図りました。地方交付税には、合併算定がえによる普通交付税 4億 6,900万円、合併経費として特別交付税 1億 1,100万円が上積みされました。

歳出は、目的別に見ますと、民生費34億 8,600万円、総務費24億 600万円、教育費16億 600万円、土木費15億 4,800万円、衛生費14億 8,800万円の順になっております。民生費は、児童手当、児童扶養手当、生活保護扶助費、総務費は、公共施設整備基金、減債基金の積み立て、教育費は、小・中学校施設の整備、大月運動公園整備事業、生津ふれあい広場整備事業などが主なものであります。土木費は、市道改良・補修事業、新堀川放水路整備事業、下犀川橋整備事業、衛生費は、成人保健事業、じんかい処理事業、合併処理浄化槽整備補助金事業などが主なもので、積極的に市道整備や生活環境整備の促進を図りました。また、性質別に見ますと、投資的経費の普通建設事業費が20億 1,000万円と全体の16.6%を占め、合併特例債を財源として道路整備事業、駅前対策事業、多目的広場整備事業、教育施設の整備などを実施しました。義務的経費は、人件費が23億 9,800万円、19.8%、扶助費が12億 8,800万円、10.7%、公債費が 5億 9,100万円、 4.9%と、全体の35.4%を占めています。特に扶助費は、児童手当、児童扶養手当、福祉医療費の急増によるものであります。

議案第56号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額38億 963万 7,000円、歳出総額36億 1,774万円、差引残額 1億 9,189万 7,000円となりました。歳出の主なものは、保険給付費23億 2,900万円、対前年比17.7%の増、介護納付金 2億 2,800万円、対前年比12.3%増などであり、増加傾向が続いております。瑞穂市人口の3分の1を抱える国保事業は、被保険者の理解と信頼の上に成り立っていることから、公平・適正かつ効率的な運営を目指して努めてまいりました。今後も引き続き健全で安定した事業運営を推進するために、収納対策の強化・充実に万全の体制で臨みつつ、税率調整等、保険税の見直しも図っていかねばならないと考えます。

議案第57号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額27億 942万 8,000円、歳出総額26

億 5,083万円、差引残額 5,859万 8,000円となりました。老人保健の受給者数は、平成14年10月の法改正で対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、昨年度より 130人減になっているにもかかわらず、医療諸費は昨年度比 4,600万円ほどの増、給付件数は 1,863件の増となり、1人当たりの医療費・給付件数ともますます増加傾向にあります。平成20年度からは、当事業にかわり後期高齢者医療制度が導入される予定ではありますが、いずれにしても医療諸費を抑制する予防策を取り入れ、健やかに安心して暮らせる施策などを展開していく必要があると考えます。

議案第58号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2億 6,460万 2,000円、歳出総額 2億 6,383万 2,000円、差引残額77万円となりました。なお、17年度の1日当たりの給食数は 6,250食で、小・中学校での給食実施日数は 198日でありました。

議案第59号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2億 7,361万 7,000円、歳出総額 2億 6,250万円、差引残額 1,111万 7,000円となりました。下水の使用状況は、17年度末の接続戸数 709戸、接続率58.2%、1ヵ月平均使用料金 4,822円であります。歳出は、アクアパークすなみの建設工事委託料、元利償還金などであります。

議案第60号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 2,671万 2,000円、歳出総額 2,582万円、差引残額89万 2,000円となりました。

議案第61号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定については、平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 1億 5,193万 3,000円、歳出総額 1億 4,120万 3,000円、差引残額 1,073万円であります。下水の使用状況は、17年度末の接続戸数 411戸、接続率 29.96%、1ヵ月平均使用料金 7,356円であります。

議案第62号平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定については、平成17年度瑞穂市水道事業会計決算は、収益的収入及び支出において、収入総額 4億 3,975万 7,000円、支出総額 3億 4,602万 2,000円となりました。損益は、純利益 7,539万 9,000円となり、前年度繰越金と合わせた当年度未処分利益剰余金は 7,687万 7,000円となり、その処分案は、減債積立金 1,000万円、建設改良積立金 6,000万円、翌年度繰越利益剰余金 687万 7,000円といたしました。また、資本的収入及び支出は、収入総額 1億 2,167万 5,000円、支出総額 4億 4,371万 7,000円であります。

議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）については、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ13億 1,251万 6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 147億

9,851万 6,000円とするものであります。今回の補正の主なる理由は、17年度決算が確定し、繰越剰余金が決定したこと、子育て支援拠点整備事業、まちづくり交付金事業などの今年度実施規模が固まったこと及び諸事業の財源についてその有効性を検討したことなどであります。その結果、子育て支援拠点整備費4億 8,000万円、地下道整備などまちづくり事業1億 1,900万円、公債費繰り上げ償還4億 5,000万円、減債基金積み立て1億 6,700万円などを歳出に計上し、合併特例債約6億円を歳入に計上しました。

議案第64号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億 7,734万 3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億 4,921万 7,000円とするものであります。今回の補正の主なるものは、国保連合会で運営する保険財政共同安定化事業の創設に伴う交付金、拠出金の予算計上、出産育児一時金の改定による増額及び前年度繰越金からの基金積み立てであります。

議案第65号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ5,906万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 9,406万 1,000円とするものであります。今回の補正は、決算の認定に伴い本会計へ拠出している各会計との精算が主なるものであります。

議案第66号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4万 9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 7,242万 5,000円とするものであります。補正の理由は17年度決算の確定により、繰越額が予定の額より減額したためであります。

議案第67号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ534万 4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億 6,186万 9,000円とするものであります。今回の補正は、決算の確定及び歳出の見直しによるものであります。

議案第68号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、今回の補正は決算の確定に伴うものであります。既定の予算総額に変更はありません。

議案第69号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ170万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 6,944万 6,000円とするものであります。今回の補正の主なる理由は、決算の確定と消費税の計上であります。

以上、各議案の概要を説明いたしました。よろしく議審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 大石英博君。

代表監査委員（大石英博君） 監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告を申し上げます。

審査の対象は、平成17年度一般会計と六つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況、公営企業としての水道事業会計の合計10部門でございます。

審査の期間でございますが、18年6月20日から18年8月22日までの間、決算書に基づき担当部課長から事業報告を求めるとともに、例月の定例監査の結果とあわせて、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査をいたしました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書等、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であるものと認められました。

また、予算執行の状況は、全般にわたり適正に執行されていると認めます。

財産及び基金の管理・運用状況は、関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であり、それぞれの保有・設置目的に適合し、効率的に運用されているものと認めます。

それでは、意見書に沿って御報告を申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書の2ページを開いてください。

決算の概要でございますが、まず歳入総額は200億2,119万6,952円、歳出総額190億5,433万910円、差し引き9億6,686万6,042円の黒字となっております。

5ページへ進んでください。市民税、または固定資産税など、いわゆる自主財源収入は80億970万3,390円で、財政基盤の強さを示す自主財源比率は62.6%でございます。また、次のページの地方交付税や市債など依存財源は47億7,556万3,798円で、依存財源比率は37.4%になりました。前年より若干比率が上がっております。

8ページへ進んでください。市民税、固定資産税などの市税についてでございますが、市税の収入総額は59億7,252万円で、一般会計歳入総額の46.7%を占め、自主財源の基幹をなしております。市民税のうち個人市民税は9,124万円増加をし、また法人市民税は2,400万円減少をいたしました。個人増加分につきましては、景気が若干回復、また納税者の増加によるものだと思っております。固定資産税におきましては8,108万円増加をいたしました。これは宅地開発等により増加したものでございます。

9ページから10ページに進んでください。収納関係についてでございますが、今年度不納欠損額として4,212万円を処理いたしました。前年度より152万円減少をいたしました。これらの対象者は行方不明、死亡、倒産または事業不振、生活困窮等によるものであり、この処理はやむを得んと思いますが、さらに納税者の動向を調査するとともに、徴収体制を一層整備し、最小限にとどめるように留意をしてください。収入未済額につきましては2億2,890万円ござ

います。前年度より 1,933万円減少はいたしました。依然として膨大な額でございます。担当職員の努力は認めるところではありますが、今後におかれましても、大口滞納者、または滞納常習者を中心にして滞納額の減少に一層努力を要望いたします。

13ページへ行ってください。地方消費税交付金についてでございますが、消費税5%のうちの1%が地方に回ってまいります。そのうち、瑞穂市の分として県から交付をされた額が4億23万円でございます。前年度に比較をいたしますと3,316万円減少をしております。

続いて14ページでございます。地方交付税についてでございますが、これは国民の負担する租税を国と地方の財政需要の状況によって配分をするわけですが、13億1,004万円を収入いたしました。前年度に比較いたしますと3億3,603万円減少をいたしました。また予算現額に對しまして、2億5,735万円多く収入をしております。予算積算には十分注意をしてもらいたいと思います。

続きまして16ページへ行ってください。分担金及び負担金でございますが、保育料の未収金738万、その他で合計920万円の未収金がございます。前年度と比較をいたしますと213万円増加をしております。未納対策には十分留意をしてください。

17ページへ進んでください。国庫支出金についてでございますが、これは何らかの必要性に基づき交付を受けるものでございますが、6億5,633万円収入をいたしました。前年度と比較をいたしますと2億6,052万円と大きく減少をいたしました。また、教育費国庫補助金にありましては、予算1億1,355万円に對しまして、実際収入は760万円となっております。これは繰越明許費により生じたものであります。

続きまして、18ページの県支出金についてでございますが、これも何らかの必要に基づき交付を受けますが、前年度と比較をいたしますと9,403万円の減少となりました。

続きまして、20ページの繰入金についてでございますが、財政調整基金繰入金といたしまして3億8,679万円予算計上をいたしました。不執行となっております。今後は予算計上につきまして、財政計画を十分検討するように要望をいたします。

22ページへ行ってください。一般会計歳出につきましては、歳出合計は120億9,241万でございます。また、歳出予算に対する不用額は5億6,810万円で執行率は92.7%でございます。

歳出のうち主なものでございますが、26ページへ進みます。民生費のうちから国民健康保険特別会計繰出金2億8,338万円の支出と老人保健特別会計繰出金1億9,369万円支出しました。主な事業は、27から28ページに明記をいたしました。

29ページへ進みます。衛生費のうちから塵芥処理費として、西濃環境整備組合負担金といたしまして2億8,988万、廃棄物処分委託料として1億9,729万円支出がございます。また、主な事業は29から30ページに明記をいたしました。

33ページへ進みます。土木費のうちから道路改良費として2億9,915万円、駅対策事業費と

して2億3,312万円支出をしておりますが、当市におきましては都市化が進行しており、住民からの生活環境、公共施設整備への要望が多く、限られた財源の中で十分な投資効果を発揮する施策・工法をお願いいたします。主な事業は34から35ページに明記をいたしました。

37ページへ進んでください。教育費のうちから、今年度支出16億619万円と、翌年度繰越額3億7,740万円の会計となりました。穂積小学校校舎のアスベスト除去、耐震補強及び老朽による大規模改修工事が国庫補助対象事業と認定され、本年8月末完成ということでございます。続きまして、特別会計へ移ります。42ページでございます。

国民健康保険特別会計にありましては、歳入38億963万7,218円、歳出36億1,773万9,781円、差し引き1億9,189万7,437円でございます。本年度の収入未済額は、前年度に比較をいたしますと1,285万円減少しているものの4億7,316万円でございます。不納欠損額は前年度に比較すると99万円増加をし、今年度は6,077万円計上をいたしました。その内訳は、時効完成272件を初めとして、行方不明、死亡等によるものでありますが、これらの前提となる未納者の実態把握と徴収体制の整備などについて一層留意をしてください。なお、徴収率は前年対比0.89%増となり、徴収の努力は認めるものの、未納者個々につきまして詳細に調査・分析して対処するとともに、不納欠損処分につきましても十分検討され慎重に取り扱って、収入未納額の早期解消と収納率の向上になお一層努力をお願いいたします。また、当会計の歳入予算において、補正予算が当初予算に匹敵するような大きな額が一部計上されております。予算積算時には十分注意をしてください。また、予備費にあっては、大きな額が保険給付費に充当されておりますが、特別会計としての仕組みでやむを得ないことはあるかとは思いますが、動向に注視的確な予算計上をお願いいたします。

44ページへ進みます。老人保健特別会計についてでございますが、歳入27億942万8,026円、歳出26億5,082万9,616円、差し引き5,859万8,410円です。歳入歳出差引残が、前年度比2,583万円の増加となっております。当会計予算の資金運用等も十分検討していただいて、効率的な運営を望みます。歳入におきまして、一般会計繰入金予算現額と収入済額の差額が、補正額と同額の9,428万円の不執行が生じております。予算計上には十分注意を払ってください。また、対象者が減少する中、医療諸費が4,608万円増になっております。特に健康相談、予防意識の普及等に努められ、老人医療費の抑制を図られるように願います。

続いて、45ページの学校給食特別会計についてでございますが、歳入2億6,460万2,384円、歳出2億6,383万2,482円、差引残高76万9,902円でございます。歳入歳出、給食対象者いずれも前年と大きく変わっておりません。収入未済額、不納欠損額とも減少しておりますが、未収額は1,000万円を超えております。収納対策につきましては、法的措置も導入することを検討する必要があると思われま。

続きまして、46ページの下水道事業特別会計についてでございますが、歳入2億7,361万

7,151円、歳出2億6,250万184円、差引残高1,111万6,967円でございます。下水道施設は、河川等の公共用水域の水質保全を図るなど、市民生活に欠くことのできない基幹的施設でございますので、今後とも整備地区の拡大、利用者の拡大にも努めてください。

47ページの農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入2,671万2,128円、歳出2,581万9,934円、差引残高89万2,194円でございます。平成9年に処理施設の整備が完了し、事業が実施をされてまいりました。今後は機械類等の交換時期も計画をされ、効率的かつ適正な維持管理に努めてください。

48ページの下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計についてでございますが、歳入1億5,193万2,857円、歳出1億4,120万3,275円、差引残高1,072万9,582円でございます。当事業は別府処理区を区域として計画され、平成15年4月に供用開始をしたものでございます。平成18年3月末現在、水洗化率は32.55%となっております。全国統計における供用開始3年後の水洗化率は60.9%であり、当市の状況は大きく下回っております。今後とも積極的にPRをし、水洗化率の向上に努めてください。

50ページへ行きます。財産に関する調書についてでございますが、財産に関しましては、決算年度中の移動等を関係諸帳簿、証書類及び一般会計、特別会計の決算書等により確認し、あわせて関係職員の説明の聴取等により精査をしたしました結果、各財産とも適正に保全・管理並びに運用が図れておりました。

51ページの基金の運用状況についてでございますが、基金の運用状況は、設置の目的に沿って効率的に運用されているものと認めます。また、会計処理及び運用収益についても、適正に処理されているものと認めます。今後ともそれぞれ基金目的に即した適切な運用を図り、成果を上げられるよう期待をいたします。なお、高額医療費貸付金において、償還が一部遅延しております。早急に対策をお願いいたします。

以上が、決算状況についての概要でございますが、一般会計、特別会計ともに、本年度の実質収支は黒字決算であり、財政状態はおおむね健全性を維持していると認められます。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移りますが、水道事業会計決算書の12ページを開いてください。消費税を抜いた数字の損益計算書でございます。営業収益4億1,635万401円、営業費用2億9,481万1,833円、営業外収益95万7,411円、営業外費用4,662万4,524円、当期純利益7,539万8,598円という結果になっております。

少し戻っていただきまして、3ページから4ページへちょっと戻ってください。

主な工事についてでございますが、古橋水源地整備工事が完成し、その工事事業費2億3,125万円を初めといたしまして、合計3億4,642万円の建設工事を行いました。

今度は、水道会計決算審査意見書の方に移ります。その3ページの業務実績比較表を開いてください。業務面におきましては、前年度に比較をいたしまして、給水人口840人、給水戸

数 388戸、その他、配水量、有収水量とも増加をしております。内容につきましてはこの表をごらんください。ただ、有収率が下がっております。豊富な水資源に恵まれているとはいえ、向上対策をお願いいたします。

続いて、5ページから10ページのあたりでございます。収益率、構成比率、財務比率など、その数値は良好であり、当事業の安全性が認められます。水道料金の未収金にありましては、前年度と比べると現年度の徴収率が1.7%上昇し、収納に対する努力は認めるものの、不納欠損額が発生しております。なお一層の徴収率向上に努めてください。また、今後におかれましても、良質で安全な水を安定的に供給するために、配水管路網及び施設の適正な維持管理に努められるよう望みます。

以上、決算審査の概要と審査意見を述べましたが、この内容は山本監査委員と一致した意見であることを述べまして、私の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これで監査委員の決算審査意見を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することを決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後0時16分